

たばこ規制枠組条約第 8 条の履行のためのガイドライン（骨子）（2007 年 7 月第 2 回たばこ規制枠組条約締約国会議採択）

「たばこの煙にさらされることからの保護」（受動喫煙防止対策）については、たばこ規制枠組条約 (FCTC) 第 8 条において「各締約国が既存の国の権限の範囲内で実施する」こととされている。

2007 年 7 月第 2 回たばこ規制枠組条約締約国会議において、たばこ規制枠組条約第 8 条を適切に履行することを目的とした受動喫煙を防止するための有効な方法に関するガイドラインが採択された。そのガイドラインの骨子は、以下のとおりである。

- ①たばこの煙にさらされて安全というレベルはなく、受動喫煙による健康被害を完全に防止するためには、100%禁煙とすべき。換気、空気ろ過、指定喫煙区域の使用等では不十分である。
- ②すべての屋内の職場及び屋内の公共の場は禁煙とすべきである。
- ③人々をたばこの煙からさらされることから保護するための立法措置が必要である。また、自主規制による禁煙対策は不十分である。有効であるためには、法律は単純、明快でかつ強制力をもつべきである。

たばこ規制枠組条約

第 8 条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。